

平成 26 年 6 月 13 日
水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部

沖縄周辺海域における台湾漁船の^{だほ}拿捕について

6 月 12 日に台湾漁船を漁業主権法違反（無許可操業罪）で拿捕しましたので、お知らせします。沖縄周辺海域における外国漁船の拿捕は今年に入って 3 件目です。

6 月 12 日午前 10 時 48 分ころ、水産庁漁業取締船「東光丸」（2,071 トン）は、沖縄県八重山郡竹富町字波照間慶原 3780 所在波照間島灯台東南東約 7.9 km の我が国排他的経済水域（ＥＥＺ）において、台湾はえ縄漁船「徳鴻發（トオホンファ）」に対し立ち入り検査を行ったところ、該船が我が国の漁業許可を受けず操業を行っている事実を確認した。

このため、同日午後零時 54 分、同船船長で台湾出身の李文徳（リ ウェントオ）を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（漁業主権法）第 5 条第 1 項違反（無許可操業罪）で現行犯逮捕した。

現在、水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部は、被疑者を送致するための手続きを行っている。

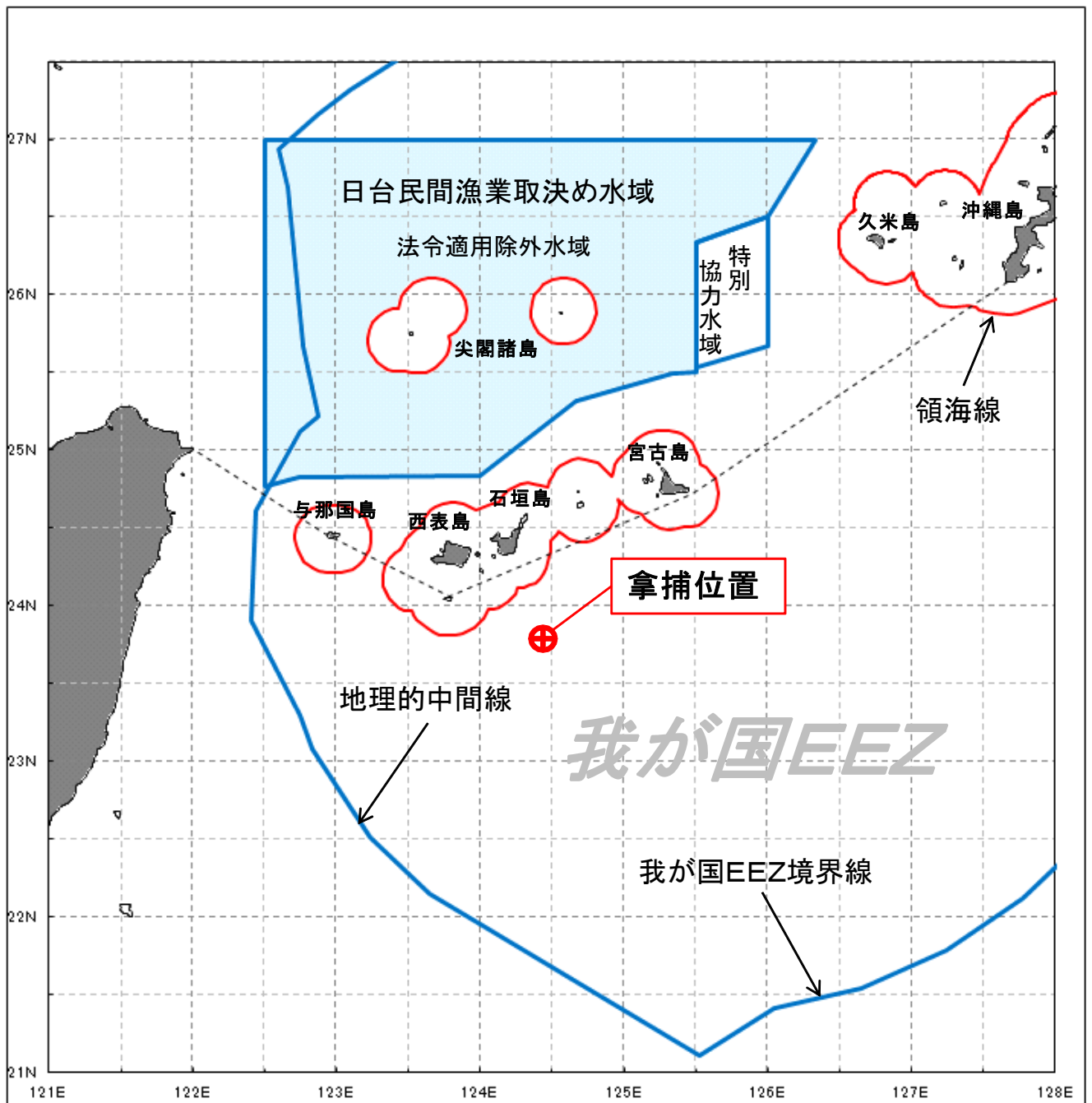
本件にかかる概要は、下記のとおり。

記

- 1 被疑者：李文徳（リ ウェントオ）（56 歳）船長
- 2 被疑船：船名：「徳鴻發（トオホンファ）」
（はえ縄漁船、総トン数：55.65 トン、被疑者を含む 6 人乗船、
船籍港：東港鹽埔漁港）
- 3 違反内容：漁業主権法第 5 条第 1 項違反（無許可操業罪）

問合せ先：水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部
担当者：今村
直 通：098-988-1916
カラー写真の提供可能

台湾はえ縄漁船「徳鴻發」拿捕位置概略図



徳鴻發（トオホンファ）写真

